|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資料名 | 頁 | 訂正後 | 訂正前 |
| 大阪府営公園指定管理者(ＰＭＯ型)募集要項 | 11 | ３．業務の範囲及び内容  （６）事業実施計画書等の提出  ①長期計画書及び中期計画書  指定管理者として指定された団体は、申請に際して提出した事業計画書に基づき、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）及び指定開始後５年間の事業実施計画書（中期）、収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、府が定める期日までに府に提出しなければなりません。 | ３．業務の範囲及び内容  （６）事業実施計画書等の提出  ①長期計画書及び中期計画書  指定管理者として指定された団体は、申請に際して提出した事業計画書に基づき、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）及び指定開始後５年間の事業実施計画書（中期）、収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、令和４年２月末日を目途に府に提出しなければなりません。 |
| 大阪府営公園指定管理者(ＰＭＯ型)募集要項 | 44 | ９．指定後のスケジュール  （１）事業実施計画書の提出と承認  ①長期計画書及び中期計画書  指定管理者として指定された団体は、申請に際して提出した事業計画書に基づき、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）及び指定開始後５年間の事業実施計画書（中期）、収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、府が定める期日までに府に提出してください。 | ９．指定後のスケジュール  （１）事業実施計画書の提出と承認  ①長期計画書及び中期計画書  指定管理者として指定された団体は、申請に際して提出した事業計画書に基づき、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）及び指定開始後５年間の事業実施計画書（中期）、収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、令和４年２月末日を目途に府に提出してください。 |
| 大阪府営公園指定管理者(ＰＭＯ型)募集要項  別添資料１０  基本協定書（案） | ９ | （事業実施計画書等の提出）  第36条  ６　乙は、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）、指定開始後５年間の事業実施計画書（中期）及び収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、甲との協議を経て、甲が定める期日までに甲に提出しなければならない。 | （事業実施計画書等の提出）  第36条  ６　乙は、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）、指定開始後５年間の事業実施計画書（中期）及び収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、甲との協議を経て、令和４年２月を目途に甲に提出しなければならない。 |
| 府営公園管理要領（案）  管理要領本編 | 127 | ５．事業実施計画 　　ＰＭＯ型指定管理者は、「第１０章　計画・報告・記録等」の「１．事業実施計画」で定める事項に加え、以下の事項について留意すること。  ・ＰＭＯ型指定管理者は、ＰＭＯ型指定管理者公募に関し、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）、指定開始後５年間の事業実施計画書（中期）及び収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、府が定める期日までに、府へ提出しなければならない。 | ５．事業実施計画 　　ＰＭＯ型指定管理者は、「第１０章　計画・報告・記録等」の「１．事業実施計画」で定める事項に加え、以下の事項について留意すること。  ・ＰＭＯ型指定管理者は、ＰＭＯ型指定管理者公募に関し、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）、指定開始後５年間の事業実施計画書（中期）及び収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、指定期間初年度の前年度２月を目途に、府へ提出しなければならない。 |